

令和2年6月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

固定資産税及び都市計画税の軽減措置

～令和3年度実施～

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の令和3年度固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは2分の1に減免されます。

【適用対象者・要件】

- 1、中小事業者等※(個人・法人)であること
- 2、令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少していること

※ 中小事業者等とは、

- ① 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ② 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人(大企業の子会社除く)

【減免率】

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の 事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

【軽減対象資産】

- 1、設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税 (通常、取得額または評価額の1.4%)
- 2、事業用家屋に対する都市計画税 (通常、評価額の0.3%)

※ 事業用であっても土地は軽減の対象となりません。

【適用年度】

令和3年度の課税分に限定

【申請方法】

令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等※の認定を受けて固定資産税を納付する市町村に必要書類とともに軽減を申請します。

※ 認定経営革新等支援機関とは、税務、財務等の専門知識を有し、一定の実務経験を持つ国が認定する公的な支援機関です。

(商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等)申請書については、申請書様式が決まり次第、[中小企業庁HP](#)で公表されます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>